

## 農地法第3条申請・第18条届出書添付書類等一覧

		必要書類	備考
農地法第3条（許可申請）	1	農地法第3条許可申請書 3部	
	2	添付書類等	
		1.土地全部事項証明書 1部	原本、法務局で発行されたもの（3か月以内）
		2.印鑑証明書（譲渡人） 1部	原本、市町村の市民課にて取得（3か月以内）
		3.公図の写し 1部	市町村の資産税課もしくは法務局にて取得（3か月以内）
		4.住宅地図の写し 1部	
		5.名寄せ帳の写し 1部	譲受人の世帯全員の所有地全て（資産税課）（3か月以内）
		6.作付計画書 1部	譲受人は申請書と同じ印
		7.委任状（代理申請の場合） 1部	譲受人、譲渡人それぞれ申請書と同じ印
		8.その他必要とされる書類	※法人が受人の場合は、定款と役員名簿（各1通） ※譲受人が市外在住者の場合は、譲受人の住民票（3か月以内、マイナンバーの記載があるものは不可） ※所有者の全部事項証明書の住所が現住所と異なる場合は、現住所への推移が確認できる書類を添付 ※仮登記や抵当権が設定されている場合は、権利者の承諾書の添付 ※受人が市外居住者の場合は、耕作証明書を添付 ※申請の内容により、別途書類の提出をお願いすることがあります。
	印鑑	・譲渡人は実印 ・譲受人は認印 ・捨印を上部に押印	
農地の賃借の解約について	農地の賃貸借の合意解約		農地の使用貸借の合意解約
	1	農地法第18条第6項による通知 1通	1 農地使用貸借合意解約書 1通
	2	農地賃貸借合意解約書 3通	
参考事項	1 農地法第3条は、農地を農地としての権利の設定、又は、所有権移転です。 ☆ 下限面積は、50アール（5反）です。 ☆ 受付の締切日は、毎月月末です。 2 農地法第18条は、農地の賃貸借の解約です。 ☆ 随時、受付けています。		

●お問い合わせ 熊谷市農業委員会事務局（妻沼庁舎） 電話 048-588-9985